

◇各種公共料金について

〔国民健康保険税〕※令和5年4月1日現在

国民健康保険税は、国民健康保険に加入されている人を基礎に世帯ごとで計算されます。算定方法は、下記の区分に基づき算定され、その合計が年間の税額になります。

区 分	課税対象	医療分 税率	後期高齢者 支援金分 税率	介護分 税率 *
所 得 割	前年中の総所得から基礎控除 43 万円を差し引いた額	5.5%	2.1%	1.8%
均 等 割	国民健康保険加入者 1 人につき	21,000 円	8,100 円	12,000 円
平 等 割	1 世帯につき	15,000 円	5,800 円	— 円
課税限度 (上記 4 つの合計額の限度額)		63 万円	19 万円	17 万円

*介護分は、国民健康保険加入者の内、40 歳以上 65 歳未満の方のみ対象で、医療分・後期高齢者支援金分に加算されます（それ以外の方の所得や人数などは、介護分の計算には影響しません）。

〔介護保険料〕※令和5年4月1日現在

介護保険料は、低所得者への負担が大きくなりすぎないように、段階的に調整されています。下田市の介護保険料は下記の表のとおりです。

区 分				年額保険料	月額保険料
第 1 段階	本人が住民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	19,800 円	1,650 円
第 2 段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	33,000 円	2,750 円
第 3 段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	46,200 円	3,850 円
第 4 段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	59,400 円	4,950 円
第 5 段階			本人の前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	66,000 円	5,500 円
第 6 段階	本人が住民税課税	本人の前年の合計所得金額が 120 万円未満の方		79,200 円	6,600 円
第 7 段階		本人の前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満		85,800 円	7,150 円
第 8 段階		本人の前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満		99,000 円	8,250 円
第 9 段階		本人の前年の合計所得金額が 320 万円以上		112,200 円	9,350 円

〔後期高齢者医療保険料〕 ※令和5年4月1日現在

75 歳以上の方（65 歳以上の一定の障害をお持ちの方を含む）が加入する高齢者の医療制度です。

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額と被保険者すべてが同じ額で負担する均等割額との合計になります。算定方法は、下記の区分に基づき算定され、その合計が年間の保険料になります。

【令和4・5年度の保険料率等（年間）】

区 分	率・額
I 所 得 割 額	基準総所得額×8.29%
Ⅱ 均 等 割 額	42,500 円
賦 課 限 度 額	660,000 円

※ I 所得割：基準総所得金額は、総所得額－基礎控除額(43 万円)で計算します。

【保険料の軽減】

一定の条件を満たす方は、以下のとおり保険料が軽減されます。

○均等割の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が、

・ 43 万円+（給与所得者等の数-1 ※）×10 万円以下のとき	7 割軽減
・（43 万円+（給与所得者等の数-1 ※）×10 万円+29 万円×世帯の被保険者数）以下のとき	5 割軽減
・（43 万円+（給与所得者等の数-1 ※）×10 万円+53.5 万円×世帯の被保険者数）以下のとき	2 割軽減

※一定の給与所得（給与収入 55 万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金の等の収入金額 60 万円超（65 歳未満）又は 110 万円超（65 歳以上））（★）

★公的年金等に係る特別控除（15 万円）後は 110 万円を 125 万円となるよう読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

○被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・ 被用者保険の被扶養者であった方	均等割 5 割軽減
-------------------	-----------

※資格取得から 2 年間

〔水道料金〕※令和5年4月1日現在

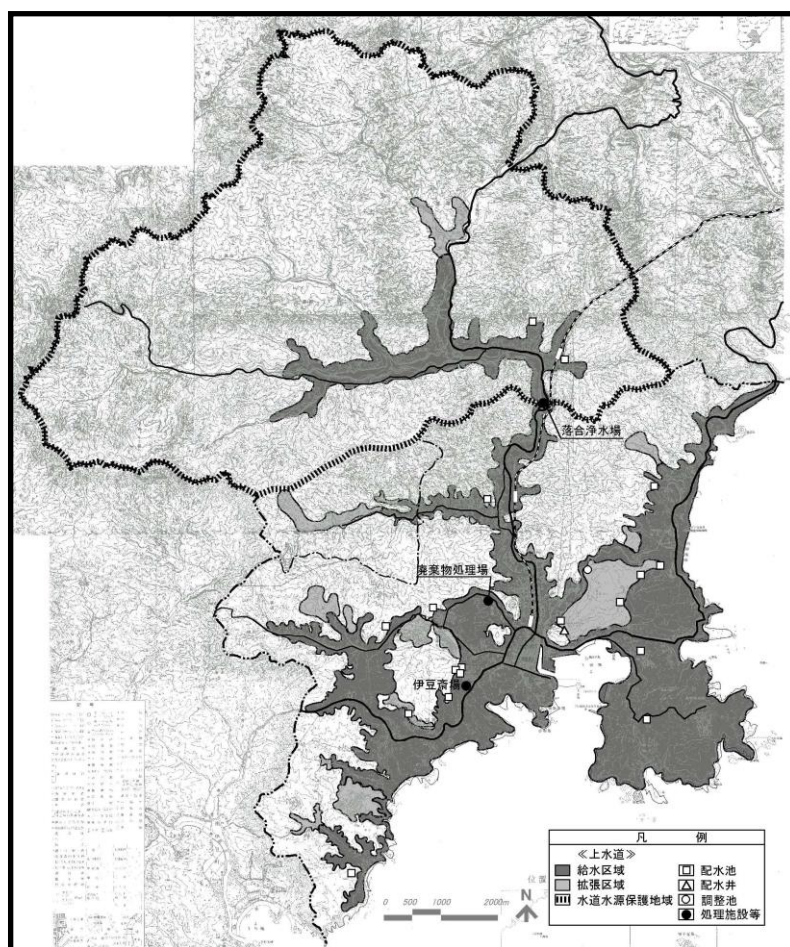
＜水道使用料金(普通給水)＞

1 月あたりの水道使用料金は、下記の料金表に基づき算出した金額に消費税相当額を加算して得た金額の1円未満を切り捨てた金額となります。

※令和3年4月1日より総額表示が義務付けられています。

口径 (mm)	基本料金	超過料金（1 m ³ につき）				
	0～10 m ³	11～ 20 m ³	21～ 50 m ³	51～ 100 m ³	101～ 200 m ³	201 m ³ ～
13	1,166 円	148 円	166 円	184 円	214 円	243 円
20	2,946 円					
25	4,543 円					
30	6,140 円					
40	12,281 円					
50	18,421 円					
75	46,055 円					
100	76,760 円					

《上水道区域》※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。



〔下水道料金〕※令和5年4月1日現在

下水道使用量の算出は、使用水量によって決定します。

- ・ 上水道の場合は、上水道の使用量(水道検針値)
- ・ 上水道以外の水(井戸水、温泉水など)を使用した場合は、その使用水量。

※令和3年4月1日より総額表示が義務付けられています。

基本使用料		超過使用料（排除汚水量 1 m ³ につき）	
10 m ³ まで	1,100 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	132 円
		20 m ³ を超え 50 m ³ まで	143 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	154 円
		100 m ³ を超え 200 m ³ まで	165 円
		200 m ³ を超えるもの	176 円

《下水道区域》※概要図です。具体的な接続については個別に確認をしてください。

